

令和6年度診療報酬改定について  
社会保険制度の中での歯科技工士のポジションの理解

大西 尚之

抄録

令和6年6月、歯科診療報酬改定が行われました。

歯科技工に関わる「第12部歯冠修復及び欠損補綴関連項目」は歯科技工所の収入に基板になるもので、また今回の改定ではみなさん周知の通り、歯科技工士の報酬を上げるためのプラス改定も含まれています。個別の改定項目を含めてご説明させていただきます。

一方、我々歯科技工士は責任を持ち、安心・安全で良質な歯科補綴物を提供するため歯科診療報酬体系について十分理解した上で、各々の歯科技工所における適切な歯科技工料金の設定が重要です、その為には（公社）日本歯科医師会が会員用に作成・配布し多くの歯科医療機関が使用する「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数）を理解し、また、歯科医療機関がどのような歯科診療報酬を請求（レセプト）しているか等、歯科診療報酬体系のなかみを十分理解し、取引先である歯科医療機関に対し説明できる十分な知識を持つ必要があります。

本講習会では、製作技工料金を基本的にどのように考え、取引先の歯科医療機関に対峙しているか、歯科補綴物に関しての算定要件の理解等、自身の経験を踏まえた中でお話しさせて頂き、まずは本日参加されている歯科技工士自身が保険点数の仕組みを理解していただければ幸いです。